

平成28年の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果（主なもの）

1 地方創生－地域資源の利活用－

| No. | 提案主体 (関係府省) | 事項 | 実現内容及び効果 |
|-----|-------------------------------|--|---|
| 1 | 埼玉県 (国土交通省) | 既存の住宅を寄宿舍に活用する場合、一定の要件を満たすことによる寄宿舍の階段基準の合理化 (建築基準法) | 寄宿舍の階段基準について、住宅を寄宿舍に転用することを想定し、一定の要件(規模、追加の安全措置等)を満たした場合に当該基準の合理化を図ることにより、住宅の寄宿舍(シェアハウス、グループホーム等)への転用が円滑に行われ、既存ストックの有効活用に資する。 【告示改正】 |
| 2 | 兵庫県、滋賀県、 関西広域連合 (厚生労働省) | 空き家を活用して農林漁業体験民宿業を行う場合における旅館業に関する規制緩和 (旅館業法) | 空き家を活用して農林漁業体験民宿業を営む施設を含む簡易宿所の客室面積要件を緩和することにより、空き家の活用による都市農村交流を促進する。 【政令改正】 |
| 3 | 指定都市市長会 (国土交通省) | 公有地の拡大の推進に関する法律に基づき取得した土地の活用の促進 (公有地の拡大の推進に関する法律) | 先買い制度に基づき取得した土地について、個々の土地ごとに宅地としての賃貸又は譲渡が可能であることを明確化することや相談窓口を設置し、個別具体的な問題の解決に向けた相談に応じることにより、地域のニーズに応じた土地の有効活用の促進に資する。 【通知】 |
| 4 | 釧路市、八王子市 (国土交通省) | 都市公園に設置できる施設(児童館、地縁団体の会館施設)の明確化 (都市公園法) | 地域のニーズに応じ、都市公園内に児童館、地縁団体(自治会等)の会館施設を設置できることを明確化することにより、子どもと子育て世代が暮らしやすい生活環境の充実や地域活動の活性化につながる。 【通知】 |

| No. | 提案主体 (関係府省) | 事項 | 実現内容及び効果 |
|-----|----------------|--|---|
| 5 | 埼玉県 (国土交通省) | 公営住宅を集約化する 場合の現地に近接する 土地への建替えを公営 住宅建替事業に追加 (公営住宅法) | 公営住宅を集約する場合の現地に近接する土地への建替えを公営住宅建替事業に追加することにより、地域の住宅事情を踏まえたより適切な公営住宅の整備等に資する。 【法律改正】 |
| 6 | 豊田市 (国土交通省) | 公営住宅の明渡請求の 対象となる高額所得者 の収入基準の条例化 (公営住宅法) | 公営住宅の明渡請求の対象となる高額所得者の収入基準について、一定の範囲内で地方公共団体が条例で定めることを可能とすることにより、地域の住宅事情を踏まえたより適切な公営住宅の管理運営に資する。 【法律改正】 |

2 子ども・子育て支援 —地域の実情に応じた利用者支援—

| No. | 提案主体 (関係府省) | 事項 | 実現内容及び効果 |
|-----|---|--|---|
| 1 | 兵庫県、川西市、 滋賀県、大阪府、 和歌山県、鳥取 県、徳島県、堺 市、関西広域連 合 (内閣府、文部 科学省、厚生労 働省) | 幼保連携型認定こども 園の施設に関する基準 の見直し(園庭、遊戯 室の設置基準) (就学前の子どもに関する 教育、保育等の総合的な提 供の推進に関する法律) | 従前の設備を使用している場合に限り基準より狭少の面積であっても可 としている園庭の移行特例について、園舎を建替えた場合であっても園 庭が従前と同面積であれば適用可とすること、及び所定の保育室を2階 までに確保している場合において満3歳以上が利用する遊戯室を3階以 上にも設置可能とすることにより、幼保連携型認定こども園の整備促進 に資する。 【通知】 |
| 2 | 指定都市市長会 (内閣府、文部 科学省、厚生労 働省) | 幼保連携型認定こども 園以外の認定こども園 に係る認定権限の移譲 (都道府県→指定都 市) (就学前の子どもに関する 教育、保育等の総合的な提 供の推進に関する法律) | 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理 等の権限を都道府県から指定都市に移譲することにより、指定都市にお ける認定こども園に係る行政の窓口が一本化され、利用者や事業者にと って利便性が向上するとともに、子どもに関する施策を地域の実情に 応じて指定都市が総合的に推進することに資する。 【法律改正】 |

| No. | 提案主体 (関係府省) | 事項 | 実現内容及び効果 |
|-----|--|---|---|
| 3 | 特別区長会 (内閣府、厚生労働省) | 家庭的保育事業等の連携施設の確保に関する要件の明確化 (児童福祉法) | 家庭的保育事業等には卒園後の受入先となる連携施設の確保が必要であるが、認可時にそうした連携施設を確保できない場合は、卒園児に関する市町村の利用調整等で利用乳幼児の卒園までに受入先となる連携施設を確保することも可能である旨を明確化することにより、家庭的保育事業等への事業者参入の促進に資する。 【通知】 |
| 4 | 兵庫県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市 (内閣府、厚生労働省) | 病児保育事業の職員配置要件に係る特例措置 (病児保育事業実施要綱) | 離島・中山間地等の市町村において、利用児童数が2名以下の場合には、一定の研修を受けた看護師1名及び緊急に対応可能な看護師1名の配置で対象となるよう国庫補助要件の特例措置を設けることにより、病児保育実施地域の拡大に資する。 【要綱改正】 |
| 5 | 東広島市 (内閣府、厚生労働省) | 延長保育事業等と放課後児童クラブを合同で実施する場合の特例措置 (児童福祉法) | 延長保育事業等の定員に空きがあり、放課後児童クラブの利用児童数が少ない場合、一定の要件の下で、一体的な運営を可能とすることにより、放課後における児童の受け皿の拡大に資する。 【通知】 |
| 6 | 倉敷市、高知市 (内閣府、文部科学省、厚生労働省) | 子ども・子育て支援新制度における支給認定証の任意交付 (子ども・子育て支援法) | 子どものための教育・保育給付の認定を行ったときに交付する支給認定証を希望者にのみ交付することにより、保育標準時間・保育短時間に係る認定区分の変更があった場合、支給認定証の交付を希望しない保護者は、支給認定証の返還が不要となるため、保護者、回収・再交付を行う市町村、それぞれの負担の軽減に資する。 【府令改正】 |

3 一億総活躍社会の実現－高齢者・障害者支援－

| No. | 提案主体 (関係府省) | 事項 | 実現内容及び効果 |
|-----|------------------|--|--|
| 1 | 大分市 (厚生労働省) | 指定障害児通所支援事業者の指定等の権限の移譲（都道府県→中核市） (児童福祉法) | 指定障害児通所支援事業者の指定等の事務・権限を都道府県から中核市に移譲することにより、障害児通所支援事業者と当該サービスを利用する障害者への対応が一体的に行えるようになり、中核市による効果的な事務の実施や障害児に対するサービス向上に資する。（指定都市は移譲済） 【法律改正及び政令改正】 |
| 2 | 宇都宮市 (厚生労働省) | 指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する立入検査等の権限移譲（都道府県→中核市） (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律) | 指定障害者福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者及び指定一般相談支援事業者の業務管理体制の整備に関する立入検査等の事務・権限を都道府県から中核市に移譲することにより、業務管理体制の整備状況を中核市が把握することが可能となり、当該事業者等に対する適切な指導・監督の実施に資する。（指定都市は移譲済） 【法律改正】 |
| 3 | 特別区長会 (厚生労働省) | 「特別養護老人ホーム」と「障害者向けグループホーム」の合築可能な場合の明確化 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律) | 「障害者向けグループホーム」は、一定の場合には「特別養護老人ホーム」と同一の敷地内に合築することが可能であることを明確化することにより、「障害者向けグループホーム」の整備促進に資する。 【通知】 |
| 4 | 島牧村 (厚生労働省) | 指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂の共用可能な場合の明確化 (介護保険法) | 指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂は、当該介護の提供に支障がない場合は、介護予防・日常生活支援総合事業の交流スペースとして共用可能であることを明確化することにより、限られた施設を有効活用することが可能となり、小規模自治体等における必要に応じた介護サービスの効果的な提供に資する。 【通知改正】 |

4 住民サービスの向上

| No. | 提案主体 (関係府省) | 事項 | 実現内容及び効果 |
|-----|--|---|--|
| 1 | 兵庫県、洲本市、川西市、滋賀県、大阪府、和歌山県、川越市 (厚生労働省) | 70歳から74歳の国民健康保険被保険者の高額療養費支給申請手続の簡素化 (国民健康保険法) | 市町村が行う国民健康保険の70歳から74歳までの被保険者の高額療養費の支給申請手続を市町村の判断により簡素化することを可能とすることにより、被保険者の利便性向上に資する。 【省令改正等】 高額療養費の支給申請の際、原則として国民健康保険の保険者の判断により、領収書（一部負担金等の支払額の証拠書類）の添付を省略できることを明確化することにより、被保険者の利便性の向上に資する。 【通知】 |
| 2 | 京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合、九州地方知事会 (内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省) | マイナンバー制度による情報連携の項目追加・明確化（マイナンバー法が定める特別支援学校への就学奨励事務及び感染症入院患者の自己負担額認定事務、地方公共団体が条例で定める賃貸住宅管理事務、高等学校等就学支援金の支給に併せて行う補助事務及び医療費助成事務） (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律) | マイナンバー制度による情報連携の項目追加・明確化により、添付書類の省略等住民の利便性を向上させるとともに、地方公共団体の事務処理の効率化に資する。 【法律改正、周知等】 |

5 これまでの地方分権改革の取組強化等

| No. | 提案主体 (関係府省) | 事項 | 実現内容及び効果 |
|-----|--------------------------------------|--|---|
| 1 | 兵庫県、滋賀県、 京都府、鳥取県、 徳島県 (環境省) | 国立公園における大規模な工作物の新築等に係る国への協議の廃止 (自然公園法) | 国立公園における一定の要件を超える工作物の新築等に係る許可の際に必要な環境大臣への協議を廃止することにより、事務負担が軽減され、鳥獣害対策に係る防護柵の設置等について、地域の実情を踏まえた迅速な対応が可能となる。 【省令改正】 |
| 2 | 関西広域連合、 栃木県、広島県 (国土交通省) | 土地利用基本計画に係る国への協議を意見聴取に見直し (国土利用計画法) | 土地利用基本計画の策定・変更の際の国への協議を意見聴取とすることにより、都道府県による土地利用基本計画の迅速な作成につながり、都道府県の事務負担の軽減にも資する。 【法律改正】 |
| 3 | 福島県、愛知県 (農林水産省) | 都道府県の地域森林計画に係る国への協議の一部廃止 (森林法) | 都道府県が定める地域森林計画のうち森林施業の合理化に関する事項の変更等の際の農林水産大臣への協議を届出とすることにより、都道府県による地域森林計画の迅速な作成につながり、都道府県の事務負担の軽減にも資する。 【法律改正】 |
| 4 | 石川県、伊丹市 (農林水産省) | 農業災害補償法の規定により市町村が行う農業共済事業の義務付けの緩和 (農業災害補償法) | 市町村が行う農業共済事業のうち、家畜共済事業について、対象となる畜産農家の状況を踏まえて、一定の場合には家畜事業を実施しないことを可能とすること、及び都道府県農業共済保険審査会について、農業共済組合連合会が存在しない場合に都道府県が設置しないことを可能とすることにより、市町村の事務負担の軽減に資する。 【法律改正】 |
| 5 | 松山市 (総務省) | 審査請求を不適法却下する場合における議会への諮問手続を廃止し報告に見直し (地方自治法) | 給与その他の給付に関する処分等についての審査請求について、審査請求が不適法であり却下する場合には、裁決に当たっての議会への諮問手続を廃止し、報告とすることにより、地方公共団体の事務負担の軽減や住民の利便性向上に資する。 【法律改正】 |